

平成19年 1月24日

米国給付建て制度の動向と 日本との比較

～日本のDB制度への示唆を中心に～

於：第4回 企業年金研究会

みずほ年金研究所 小野正昭

プレゼンテーションの概要

- I. 米国給付建て制度の概況
 - 制度数等の推移、制度の凍結・外部委託、会計基準の動向
- II. 年金制度のガバナンス
 - 制度設定機能と制度管理運営機能の整理
- III. 制度運営(財政運営)
 - 2006年年金保護法による改正前後の財政運営
- IV. 給付設計
 - 終身年金と選択一時金問題等
- V. 支払保証制度
 - 現状と2006年年金保護法による改正

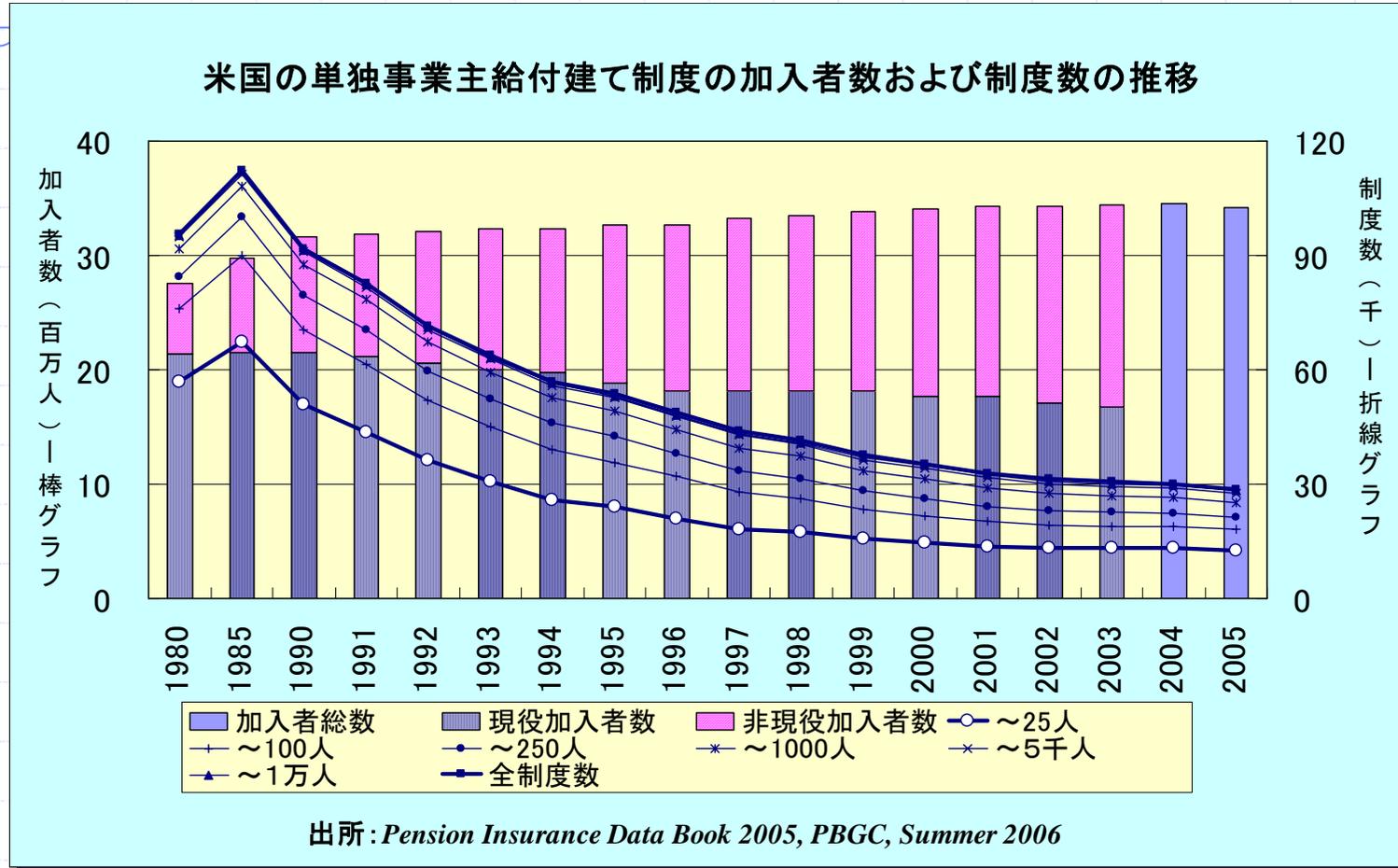
注)本資料中の意見にかかわる部分は筆者個人のものであり、筆者が関係する団体等とは無関係です。また、内容には最善を尽くしていますが、有り得べき誤りは、筆者個人に帰属します。

I. 米国の給付建て制度の概況

要旨

- 単独事業主制度は1985年時点で11万2千存在したが、2005年時点で2万9千弱にまで減少。現役加入者の比率が、1985年の72%から2003年には48.5%まで落ち込んでいる。
- 凍結(freeze)を実施した制度が一定程度存在し、最近では、凍結した制度の外部委託(outsource)を引き受けるビジネスも出現している。
- 上記の動向に大きな影響を与えるものとして、会計基準が挙げられるが、FASBは昨年9月に、基準書第158号(FAS158)を公表し、退職後給付制度の会計基準を改正した。
- 会計基準の改正は、中間的なものと位置付けられており、今後、公正価値基準の一層の徹底が示された場合、上記動向に拍車がかかる可能性がある。

制度数・加入者数の推移(単独事業主制度)



- 制度数: 1985年時点で11万2千存在したが、2005年時点で2万9千弱にまで減少。この間、加入者数5,000名以上の制度は増加しているが、250名未満の制度の減少が著しい。
- 加入者数: 安定的に推移しているとはいうものの、2005年に若干の減少を記録した。現役加入者の比率が、1985年当時の72%から2003年には48.5%まで落ち込んでいる。

凍結(freeze)、外部委託(outsource)

- Verizon、IBM、Motorola、Sears、NCR、GM等の著名な企業の凍結が報じられているが、様式5500の情報によれば、2003年時点で「硬凍結(hard freeze)」を実施している企業は、給付建て制度の9.4%である。ただし、硬凍結は特に小規模制度に多いとされ、加入者ベースでは約2.5%が影響を受けている。

(“An Analysis of Frozen Defined Benefit Plans”, PBGC, December 21, 2005).

- DB制度を凍結する大企業の割合は、ここ2~3年で1~2%から約5%に増加した。(Plan Sponsor誌(電子版)2006年1月号)

【凍結(freeze)の定義】(上記PBGC(2005)を参考にした)

- 硬凍結(hard freeze): 将来の給付発生を停止し、勤務期間や昇給にかかわらず、現在の制度加入者に追加的な給付の発生を提供しない。
- 軟凍結(soft freeze): 以下のとおり、いくつかの方法があり、「部分凍結(partial freeze)」とも言う。
 - ① 既加入者の給付発生は継続する一方、新規加入を認めない。「閉鎖(close)」とも言う。
 - ② 既加入者の一部(年齢、勤務期間、職務分類、工場等によって区分)のみ給付発生を停止する。
 - ③ 勤務期間の伸長に伴う給付発生を停止するが、昇給による給付発生は認める。

 少なくとも、凍結は「合法的な制度変更」と認識されている、と考えられる。

凍結(freeze)、外部委託(outsource)

【凍結の理由】

以下のとおり様々な事情があり、必ずしも「凍結＝段階的制度終了」と考えられない場合もある。

- ① 制度提供事業主が財政的苦境に陥り、必要掛金を減額させるために一時的に凍結。
- ② 制度提供事業主が、従業員をDC制度またはハイブリッド制度の適用対象とすることを望み、かつ従来制度を終了または転換することを望まないために凍結。
- ③ 企業買収などの際に、合併した2社の年金制度を統合することが困難な場合に従来制度を凍結。
- ④ 2000年以降の運用環境の悪化と利率の低下に伴って積立状態が悪化した企業が、制度終了したいが個人年金を購入することができないために凍結。

【凍結DBの外部委託(outsource)】

「凍結された年金基金の取得構想、米国に侵入」(Pensions & Investments(2006年9月18日号))では、凍結されたDB(確定給付型)年金プランの資産と債務を取得し、基金の受認者義務を引き継ぎ、加入者に対する完全給付を実施していくことを提案する金融業者が登場したことを紹介している。



英国で広まった同ビジネスが、FAS158の公表(2006年9月29日)等により米国でも普及する可能性がある。

【参考:事業主(employer)の定義】

事業主として直接的に行動する者、または従業員給付制度に関して事業主の利益のための間接的に行動する者で、同様の立場で事業主のために行動する事業主の集団または協会を含む。(エリサ法第3条、一部略)

→雇用関係がなくても、制度提供者(sponsor)になり得る、と考えられる。

FAS158* (FAS87、88、106、132(R)の修正)の概要

年金会計における従来の3つの特徴

- ある種の事象の認識を遅延させる(遅延認識)
 - 国際会計基準において、数理計算上差異を即時認識する方法が、認められた。
- 純費用を報告する
 - 英国会計基準において、退職給付費用という純額でなく構成要素別の報告が規定されている。
- 債務と資産とを相殺する
 - 相殺計上に対する疑問(SEC等)

FAS158の位置付け

FASB理事会(2005年11月10日)決定事項

- FAS87(年金会計)、FAS106(年金以外の退職後給付会計)の抜本的な見直しを、2段階に分けて実施する。
- 第1段階: 債務の測定や費用の計算方法に関してはこれまで通りとしつつも、制度の積立状態をどのようにオン・バランスするかについて検討し、2006年中に結論を得る。
- 第2段階: 透明性の改善と国際会計基準との収斂(convergence)を意図しており、測定、認識、報告といった他の総ての点をカバーする予定で、完了するまでには数年を要する見込み。

 FAS158

* *Employers' Accounting for Defined Benefit Pension and Other Postretirement Plans—an amendment of FASB Statements No. 87, 88, 106, and 132(R) September 2006*

FAS158(FAS87、88、106、132(R)の修正)の概要

【FAS158の概要】「米国の新退職後給付会計基準とわが国への影響」今福愛志、みずほ年金レポート2006年11/12月号より

目的: 本基準書の目的は、単独事業主の確定退職後給付プランの積立余剰または積立不足の状況を資産または負債として認識することにより、事業主の貸借対照表に報告される金額に関する理解度と表現の忠実性を高めることにある。

- 公正価値で評価された制度資産と年金債務(PBO)および年金以外の退職後給付債務(ABO)との差額からなる積立状況を、負債または資産として、ただちに貸借対照表で認識する
→旧基準における追加最小負債の会計処理は廃止
- 未認識過去勤務債務または未認識数理計算上の差異(および未認識会計基準変更時差異)は、「その他包括利益累計額」に加減して処理する(ただし、税控除後)
- 制度資産と債務は、決算日に測定される
→旧基準における評価日を3カ月以内の適当な日とするルールを変更
- 「その他包括利益累計額」のうち、次年度に処理される償却見積額を追加情報として開示する

【基準改正の1つの効果】(前記 今福(2006)より)

- 従来基準では、積立不足解消のための多額の掛金は、遅延認識により、年金費用との差額が「前払い年金費用」として資産に計上される。結果として、掛金拠出後においても積立不足であったとしても「剰余」が計上されてしまう不具合があった。
- 新基準では、貸借対照表の資産または負債において積立状態を直ちに認識するため、前記の不具合は発生しない。ただし、損益計算書においては遅延認識を認めているため、そのギャップを資本勘定(その他包括利益累計額)にて調整している。
- 結果として、資本勘定に計上する額は、追加拠出によって解消できない。従来、ABOに対する積立不足が発生しないように掛金を拠出してきた企業にとって、このような対応ができなくなる。

➡ 第2段階では、公正価値にもとづく測定、認識、報告が徹底されることが予想される。

Ⅱ. 年金制度のガバナンス

要旨

- 米国の企業年金における機能として、設定機能と管理運営機能は区別することが適当である。いわゆる受託者責任は、管理運営機能を所管する受託者(fiduciary)の義務である。
- 日本のDB制度における行為準則は設定機能にも及ぶが、一方で、労使合意にもとづく運営が課されていることが特徴的である。

論点

- ✚ 日本の法律構成から見た場合、ガバナンス構造は整理されていると考えられる。
- ✚ 事業主の行為準則(DB法第69条)の対象は規約型制度の実施事業所の事業主に限定されること、等の入念的修整が必要かもしれない。

主な機能と行為者(エリサ法制度とDB制度との比較)

		エリサ法の 確定給付制度	確定給付企業年金法の制度		
			基金型	規約型	
制度設定機能	権限行為	制度設立	制度提供者 ^(注2) (plan sponsor)	事業主 労働組合等 ^(注3)	事業主 労働組合等 ^(注3)
		制度変更(規約の変更)	制度提供者 ^(注2)	基金 ^(注4) 代議員会	事業主 労働組合等 ^(注3)
		終了・解散 ^(注1)	制度提供者 ^(注2)	基金 ^(注4) 代議員会	事業主 労働組合等 ^(注3)
	掛金の拠出(積立水準の確保)	制度提供者 ^(注2)	事業主(基金) ^(注5)	事業主	
制度管理運営機能	義務行為	給付(受給権の裁定)	受認者 (fiduciary)	基金 ^(注4)	事業主
		積立金の管理・運用	受認者	基金 ^(注4) 基金資産運用契約の相手方 ^(注6)	事業主 資産管理運用機関 ^(注7)

(注1) ここでは任意終了、任意解散を想定。

(注2) 雇用者または(および)労働組合等の従業員組織。

(注3) 被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合または労働組合がない場合、その過半数の者。等

(注4) 企業年金基金は、法人格をもつ社団。実際の行為者は理事。

(注5) 積立水準の確保は、基金型の場合は基金の義務だが、基金の義務の履行を経て規約変更にもとづく掛金を拠出する義務は事業主にある。

(注6) 基金と資産運用契約を結んだ信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会および投資顧問業者、ならびに自家運用における金融機関・証券会社等

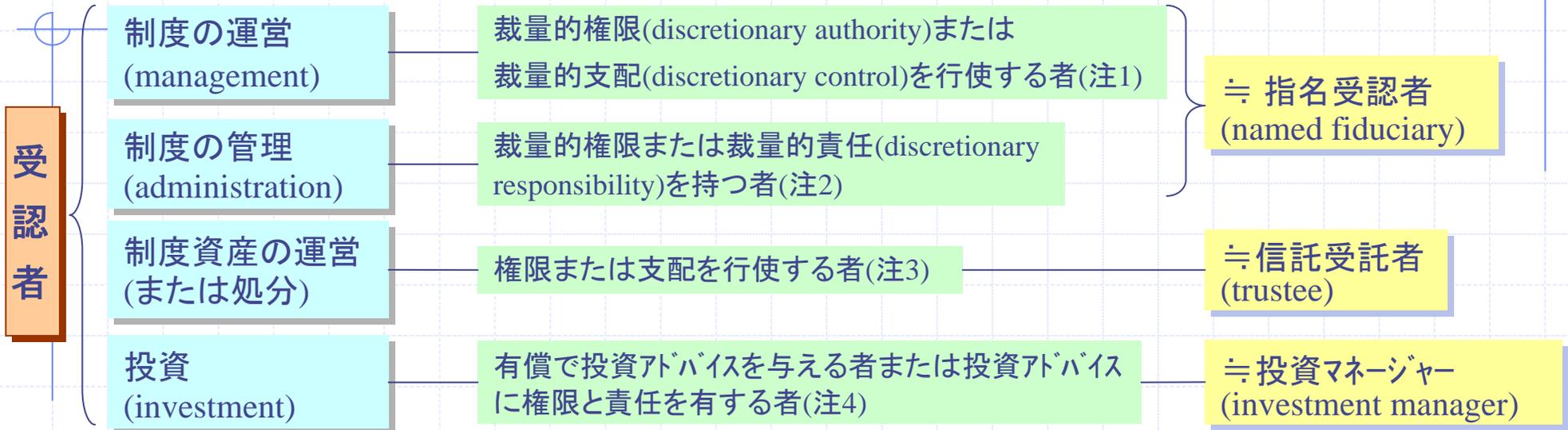
(注7) 信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会および投資顧問業者

エリサ法における行為者と義務

機能	行為者	義務
制度設立	制度提供者	法令遵守
制度変更	制度提供者	法令遵守
終了	制度提供者	法令遵守
拠出	制度提供者	法令遵守、制度規定遵守
給付	受認者	受認者義務 <ul style="list-style-type: none"> — 忠実義務 — 慎重人原則 — 法令・制度規定遵守義務
資産管理・運用	受認者	受認者義務 <ul style="list-style-type: none"> — 忠実義務 — 慎重人原則 — 分散投資義務 — 法令・制度規定遵守義務 — 禁止行為(取引)回避義務

(※) 法令遵守: エリサ法および同規則、内国歳入法(税法)および同規則の遵守。

エリサ法の受認者(fiduciary)の定義(§ 3(21)(A))



【受認者の職務構成(役割分担)】

制度の運営・管理(担当: 指名受認者)

制度資産の運営・管理

(担当: 信託受託者)

投資

(担当: 信託受託者および投資マネージャー)

○ 「制度の運営・管理」では「裁量的」機能が必要だが、「資産の運営」では制度資産を「支配」するだけでよく、「投資」では制度資産の「支配」すら必要とされず、「有償の投資アドバイス」を与えるだけの者も受認者となる。

○ 「制度の運営・管理」には必要とされる「裁量的」という言葉が、「資産の運営」では欠落していることについて判例は、「(エリサ法が淵源とした) 信託法上、他人の資産を管理・運営すること自体が裁量的行為である」ため、「資産の運営」では「裁量的」という言葉が欠落しているという。

(注1) § 3(21)(A)(i)前段

(注2) § 3 (21)(A)(iii)

(注3) § 3(21)(A)(i)後段

(注4) § 3(21)(A)(ii)

確定給付企業年金法の「行為準則」その他が定める義務

基金型

行為者および機能

「行為準則」の定める義務・責任

その他法令上の義務(基準)

理事

制度変更
解散
給付
資産管理
資産運用

法令・行政処分・規約遵守

忠実義務

善管注意義務^(※1)

資産管理運用における禁止行為回避義務

資産管理運用における損害賠償連帯責任

社会通念上要求される注意義務^(※2)

分散投資義務^(※3)

基金資産運用契約者

資産運用

法令・基金資産運用契約遵守

忠実義務

分散投資義務^(※3)

(※1) 民法 § 644の類推適用、通知

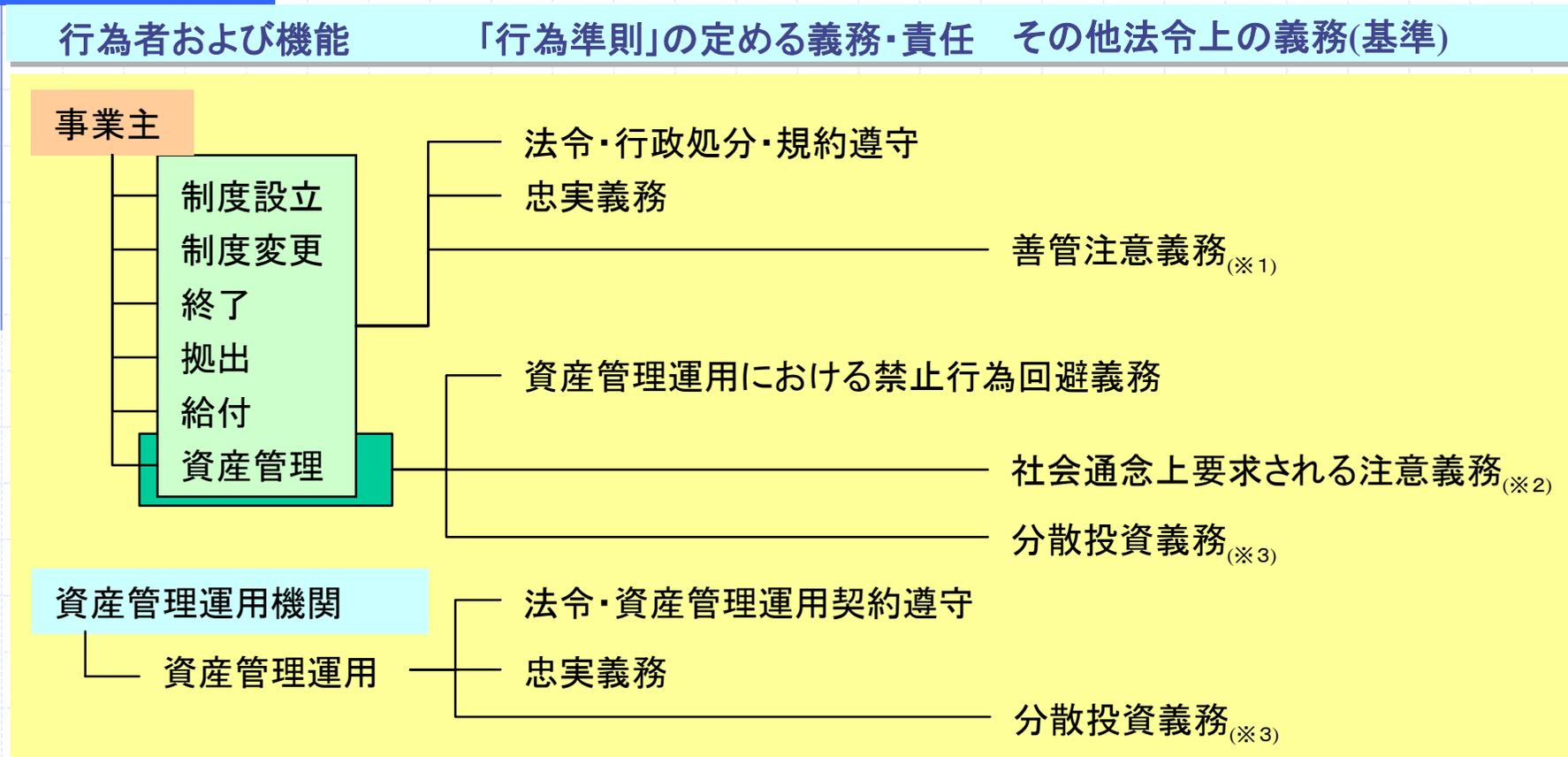
(※2) 通知

(※3) 施行令 § 46、通知

注)通知:「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」(年発第0329009号、平成14年3月29日)

確定給付企業年金法の「行為準則」その他が定める義務

規約型



(※1) 民法 § 644の類推適用、通知

(※2) 通知

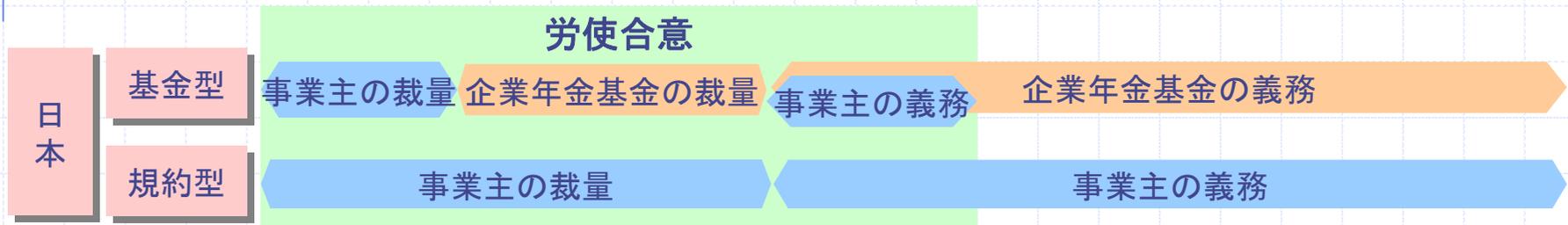
(※3) 施行令 § 46、通知

注) 通知: 「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」(年発第0329009号、平成14年3月29日)

本節のまとめとDB法への示唆



- 年金制度における受託者義務(受託者責任)の範囲は制度の管理運営部分に限る。
- 制度の設定機能(設立・設計・変更・終了)は制度提供者(スポンサー)の権限行為となる。



- 企業年金基金の行為は制度設定機能にもおよび、米国との比較において広範である。
- 制度設定機能に関しては「労使合意」が求められており、行為の担保となっている。

- ✦ 日本の法律構成から見た場合、ガバナンス構造は整理されていると考えられる。
- ✦ 以下の点に関しては、対応が必要かもしれない。
 - 事業主の行為準則(DB法第69条)の対象は、規約型制度の実施事業所の事業主に限定されること
 - 「加入者等」は、遺族年金受給者を含む概念とした方が良い場合があるか？

Ⅲ. 制度運営(財政運営)

要旨

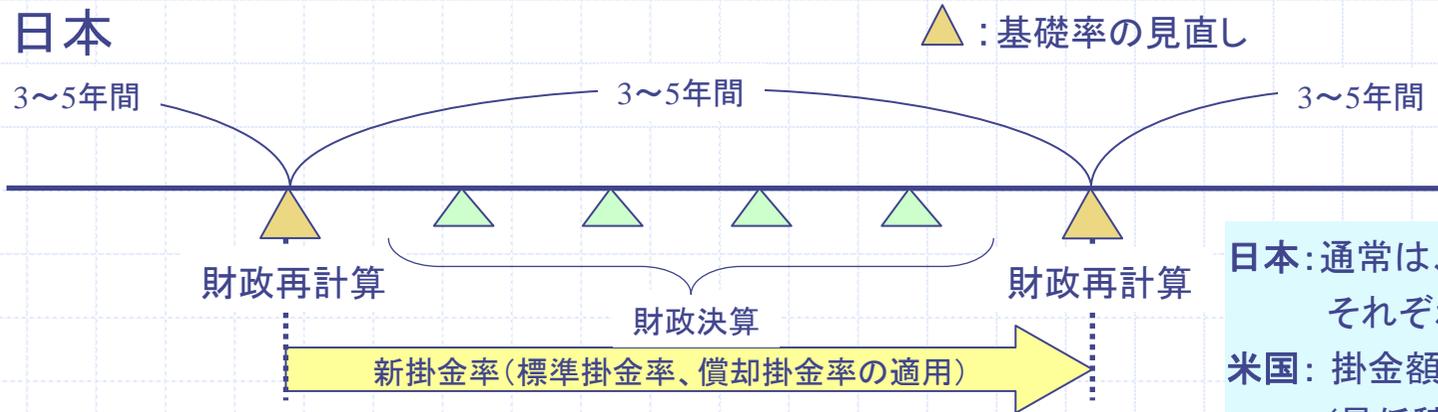
- 2006年年金保護法は、従来の複雑な積立基準を簡素化し、財政方式(伝統的単位積立方式に一本化)、基礎率(利率は社債イールドカーブを基準としたセグメント率等)等における裁量の余地を狭め、公正価値基準への傾斜を強めた。
- 積立水準が低い制度に対して、「危機状態(At Risk)」を規定し、積立基準を強化するとともに、設定機能にも様々な制約を課した。
- 積立目標の150%(単独事業主の場合)までの掛金拠出を認めた。

論点

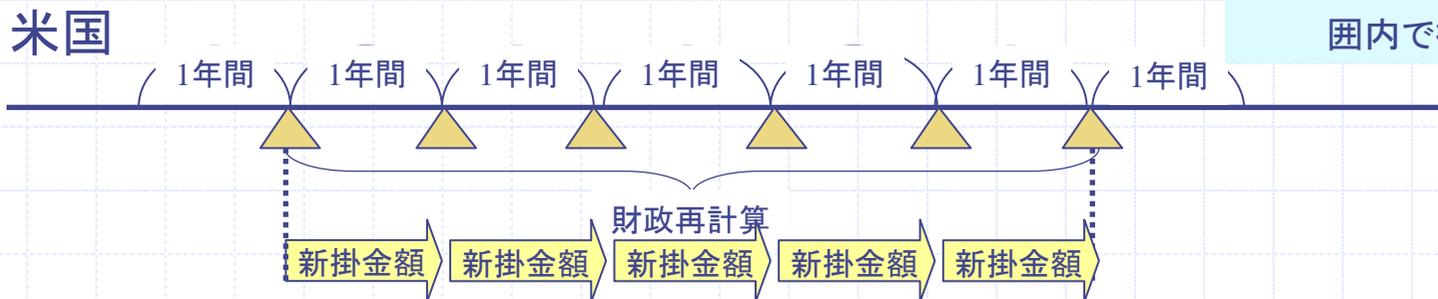
- ✚ 米国の基準改正は、日本にとって取捨選択が必要と考えられる。
- ✚ 積立目標を上回る積立を認めることは、企業年金に「資本」確保の選択肢を認めることとも考えられ、有効な策である。

日米の掛金の設定・拠出の違い

掛金の設定



日本: 通常は、標準掛金、補足掛金等、それぞれの掛金率を設定、拠出。
 米国: 掛金額の上限(税法限度)・下限(最低積立基準)を設定し、その範囲内で掛金額を拠出。



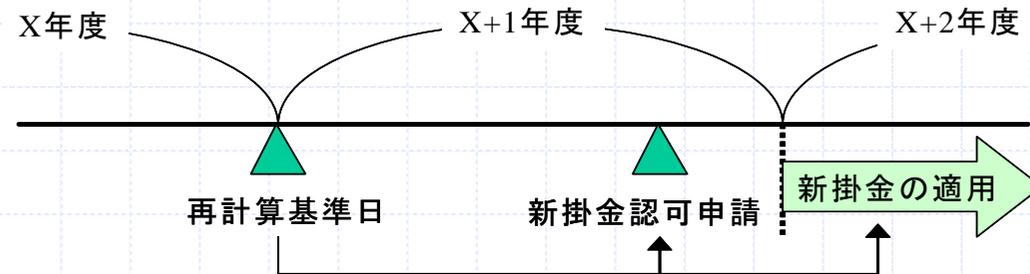
「企業会計とアクチュアリーの間わり - 米国コンサルティング・アクチュアリー活躍を参考に」、
 タワーズペリン 関根賢二、平成16年度日本アクチュアリー会年次大会パネルディスカッション資料より

日米の掛金の設定・拠出の違い

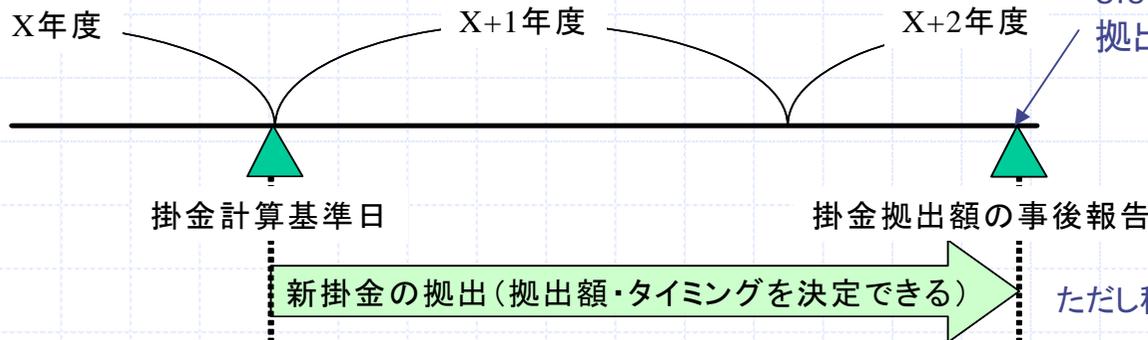
掛金拠出のタイミング

日本：通常、X年度末の積立状況などに基づいた掛金率をX+2年度から適用。新掛金率は事前認可が必要。
 米国：X年度末の積立状況などに基づいた掛金額をX+1年度から適用。掛金額は事後的に報告。

日本の場合



米国の場合



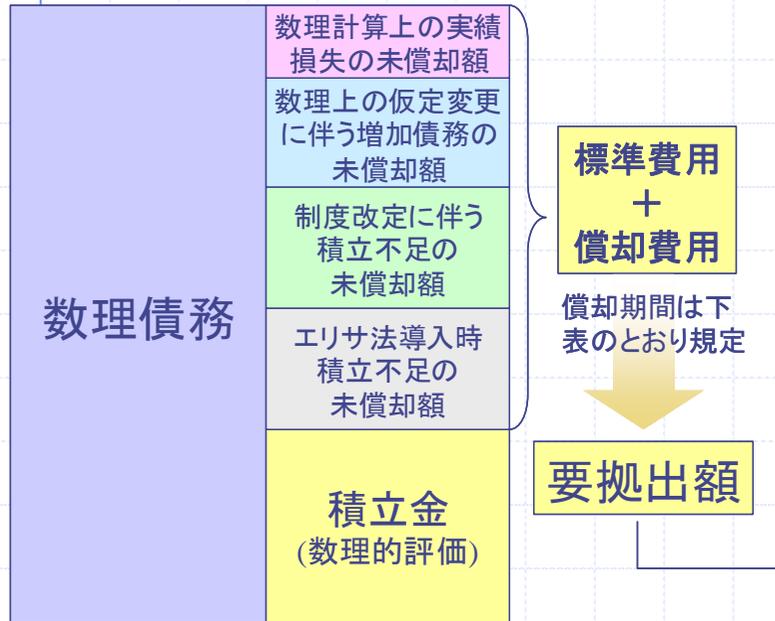
8.5ヶ月経過時点が
拠出の期限

企業の決算期末の会計基準ベース
の積立状況を見ながら拠出可能

ただし積立不足の場合、四半期毎の拠出が求められる。

2006年年金保護法以前の掛金設定

最低積立基準(継続基準)



最低積立基準勘定のイメージ

費用勘定 (Expense Account)	収益勘定 (Income Account)
標準費用 (Standard Expenses)	拠出したと見做される掛金 (Contributions treated as paid)
各種償却費用 (Various Settlement Expenses)	
過去に免除された掛金の償却費用 (Settlement expenses for previously waived contributions)	
代替的積立基準からの復帰による増加債務の償却費用 (Settlement expenses for increased liabilities from return to alternative contribution standards)	
完全に積立限度の廃止による追加債務の償却費用 (Settlement expenses for additional liabilities due to complete abolition of contribution limits)	(当年度に免除された掛金) (Contributions waived in the current year)
利息(繰越が累積拠出不足の場合) (Interest (when carryover results in cumulative contribution shortfalls))	利息(繰越がクレジットの場合) (Interest (when carryover results in credits))
拠出超過 →累積拠出不足の減額またはクレジットの加算 (Contribution excess →Reduction of cumulative contribution shortfalls or addition of credits)	拠出不足 →クレジットの取崩または累積拠出不足の加算 (Contribution shortfall →Reduction of credits or addition of cumulative contribution shortfalls)
合計 (Total)	合計 (Total)

発生要因別過不足額の償却期間

	単独事業主制度	多数事業主制度	
		1980年以降	1980年以前
I. 基準適用時の不足 (Shortfall at standard application time)			
エリサ以前の制度	40年	40年	
エリサ以降の制度	30年	30年	40年
II. 制度改訂に伴う過不足 (Over/shortfall due to system revision)			
	30年	30年	40年
III. 数理上損益 (Mathematical gains/losses)			
実績損益	5年	15年	
仮定の変更	10年	30年	

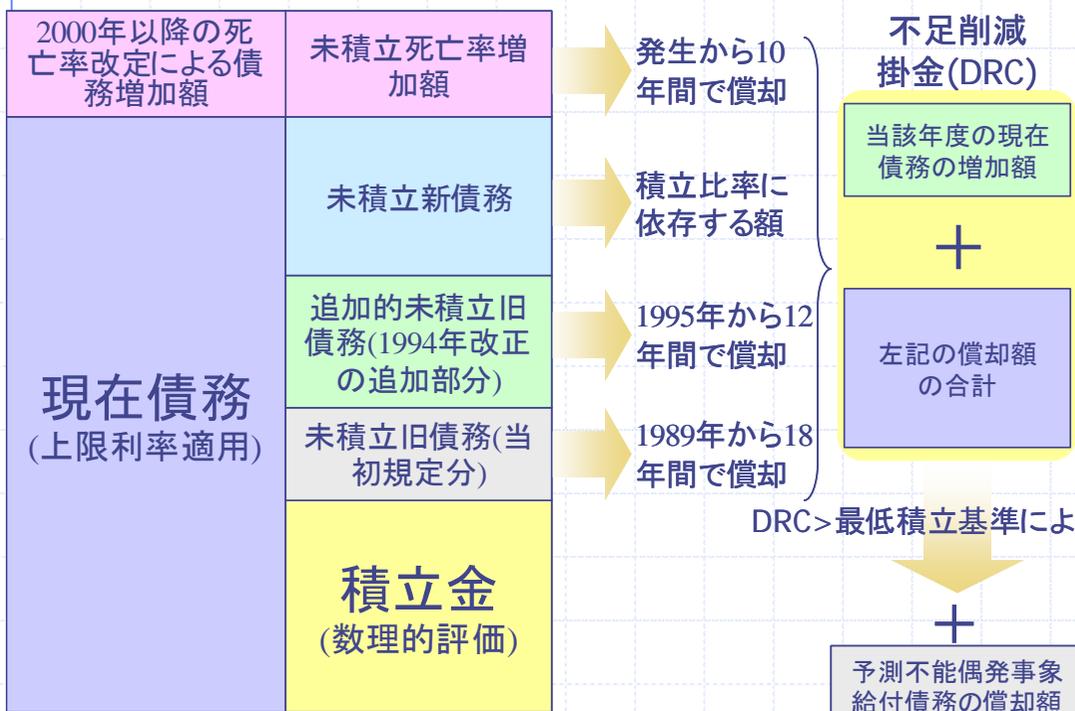
- ① 積立基準勘定で累積拠出不足(累積の収支残高がマイナス)にならない額が下限
- ② 累積拠出不足は事業主に対する優先債権となる

2006年年金保護法以前の掛金設定

現在債務に対する積立率が90%未満の場合に適用。ただし、以下の場合には適用されない。

- 現在債務に対する積立率が80%以上、かつ
- 過去3年のうち連続する2年の積立比率が90%以上

追加的積立要件(非継続基準)



- ①「DRC>最低積立基準による掛金」の場合、「追加的積立要件」にもとづく掛金が下限
- ②税法上の損金算入額が上限
- ③繰越のクレジット(累積の収支残高がプラス)がある場合、取崩せば掛金を拠出したと見做される

2006年年金保護法までのブッシュ政権の対応

Job Creation and Worker Assistance Act of 2002

- 2002年および2003年について、現在債務の計算における割引率の許容範囲を、30年債利回りの(4年)加重平均の90-120%(変更前:90-105%)に一時的に拡大
- 同じくPBGCの変動保険料の計算に使用する割引率を、30年債利回りの100%(変更前:85%)に一時的に引上げ

Pension Funding Equity Act of 2004

- 2004年および2005年について、現在債務の計算における割引率は優良長期社債の複合インデックスにもとづく利率に変更
- 同じくPBGCの変動保険料の計算に使用する割引率を、優良長期社債の85%に変更
- 航空会社、鉄鋼業者等に不足削減掛金の一部適用免除

積立規律を緩和(応急対応)するとともに、抜本的対応を検討

2005年1月:ブッシュ政権の改革案公表

2005年11月:上院案可決
同12月:下院案可決

2006年7~8月:両院協議会にて調整後再可決

2006年8月17日:
大統領署名

単独事業主給付建て年金制度に関する改正

- 事業主が支払い時期毎の年金債務をより正確に測定するため、修正「イールドカーブ」にもとづく恒久的な利率の基準を提供
- 積立目標の100%を達成し、7年間で積立不足を解消するため、事業主に制度への十分な掛金を拠出することを要求
- 制度の積立水準が80%未満の場合、事業主がクレジット残高を利用することを禁止
- 「危機(At Risk)状態」の制度に加速掛金を発動
 - 以下の両方に該当する場合に危機状態
 - 悪化シナリオ(クレジット残高を考慮できず、従業員が最高コストの給付を受け、可能な限り早い引退を選択)を適用した場合の積立水準が70%未満
 - 通常の仮定を使用した場合の積立水準が80%(2008年65%、2009年70%、2010年75%)未満
- 積立状態の正確性を改善し、市場および積立の変動から制度を保護するため、利率の平滑化期間(現行法は資産については5年、債務については4年)を2年に短縮
- 年金債務の150%まで、事業主に追加的な損金可能掛金の上限を提供
- 制度の積立水準が80%未満である場合、ただちに拠出されるのでなければ、事業主や労組のリーダーが給付を増額すること禁止
- 積立水準が60%未満の制度からの一時金給付または操業停止給付に係る将来の給付発生を禁止。積立水準が60%を上回った時点で、事業主と労組のリーダーが過去勤務の発生給付の付与方法を決定
- 深刻な積立不足の制度を持つ事業主に対して、幹部職員繰延報酬制度の使用を制限

制度運営(財政運営)に関する論点

■ 積立状態の正確な把握:

- 債務評価の基準: 積立指標が継続基準、非継続基準の2本建てから、非継続基準へ一本化された
 - 財政方式: 伝統的単位積立方式に統一
 - 利率: イールドカーブ基準(具体的には、0~5年、5~20年、20年以降の各期間に対応するセグメント率)を採用。ベースは上位3つの格付けの優良社債で、財務長官が定める。
 - 死亡率: 財務長官が定める死亡率に統一
 - その他の基礎率: 個々に妥当性があり全体としてアクチュアリー之最善の予測であること

■ 資産評価の基準:

- 原則は公正価値で計測

■ 平滑化:

- 債務評価における割引率は、24ヶ月の平均を使用。ただし、最低必要掛金の決定のためには、平均化したセグメント率でなく、社債イールドカーブにもとづく利率を使用可能。利率は、24ヶ月平均を考慮しない。
- 資産は、以下の条件下で平滑化した評価が許容される
 - 財務長官が規定する規則のもとで許容される方法
 - 評価日前24ヶ月以内の平均
 - 市場価値の90%~110%の範囲内

- ✦ 債務・資産とも公正価値基準への傾斜を強め、アクチュアリーのカ裁量が狭められたが、これをどう評価するか?
- ✦ 日本では非継続基準への一本化は可能か?

制度運営(財政運営)に関する論点

■ 積立義務:

■ 基本的に変更のなかった事項:

- 拠出猶予: 財務長官は最低積立基準の一部または全部の拠出猶予可能。ただし、連続する15年で3回(多数事業主の場合は5回)を上回る免除は認められない。
- 掛金の債権性: 財務長官は拠出猶予を認める条件として事業主に担保の提供を要請することが可能であり、提供された担保は、PBGCによって行使可能。また、拠出不足額に対しては年金制度に優先権が与えられる。
- 拠出期限: 翌制度年度の8.5ヶ月経過時点まで。ただし、一定の基準を満たさない積立不足の制度の場合は、四半期毎の掛金が要請される。

■ 変更された事項:

- 基準の大幅な簡素化: 複数の積立指標、過去の変更の経過措置、発生要因別の設定を排除。
- 償却期間: 一般に償却期間の7年は、厳格化と考えられている。
- 積立不足基金への対応:
 - クレジット残高の使用を制限。
 - 危機状態制度の積立目標を通常より厳しく規定し、加速償却を求める。
- 積立目標の150%までの掛金を損金とする: ある意味では、年金制度に「資本」の確保を認めたことになる。

- ✚ 積立の確実な履行のためには、掛金債権の強化が必要ではないか？
- ✚ 積立水準が悪化した場合に一層強化される積立義務は現実的か？
- ✚ 年金制度に「資本」の確保を認める策は有効ではないか？また、DB法における積立上限は必要か？

制度運営(財政運営)に関する論点

■ その他:

■ 積立状態にもとづく給付制限等:

- 連邦破産法第11章を申請している場合:調整後積立目標達成比率が100%でなければ禁止給付(単生命年金の年金額を超える給付(一時金を含む)、保険購入の支出)を支給できない。
- 調整後積立目標達成比率が80%未満の場合:給付債務を増加させる制度改定を制限
- 同60%~80%の場合:禁止給付の一部制限
- 同60%未満の場合:禁止給付の支給不可。将来の給付発生の凍結
- 深刻な積立不足の制度を持つ事業主に対して、幹部職員繰延報酬制度の使用を制限

■ 経過措置、例外措置:

- 現行制度からの接続を重視した経過措置がきめ細かく規定されている。そのため、経過期間中は、実はそれほど簡素化されていない。
- 商業航空会社の救済措置の他に以下のような政治的配慮が感じられる。
 - 2005年7月26日に適格協同組合制度として存在している場合:2017年まで適用延期
 - 2005年7月26日にPBGC清算制度として存在している場合:2014年まで適用延期
 - 防衛関係企業の場合:2011年まで適用延期
 - 指定自動車メーカーの制度で2006年に早期引退を提案された従業員:危機状態における追加的仮定を適用しない
 - 都市間・州間旅客バスサービスに従事している会社の制度:完全適用を1年延期

✦ 積立状態が給付に関する制度運営(設定機能)に影響することは、現実的か?(そのような企業は自発的に制度を凍結しているかも知れないが)

✦ 米国では、企業年金についても政治的である、という事実を認識しておく必要がある。

IV. 給付設計

要旨

- 米国の企業年金は終身年金(適格連生遺族年金)が原則である。
- 選択一時金は、一定の基準にもとづく現在価値以上であることが求められ、CB制度等を中心に「Whipsaw」問題が発生している。この点は、2006年年金保護法にて解決が図られている。
- 日本にも「Whipsaw」問題は存在するが、規制のスタンスが米国と逆方向である。特に、終身年金の設計が困難である。
- 米国では、現在価値が\$5,000以下の年金は、制度側に一時金での清算権がある。

論点

- ✚ 31ページに示す対応等により「Whipsaw」問題を解決できないか？
- ✚ 少額の年金原資の年金に対する一時金での清算権を制度に与えてはどうか？

年金の支給形態と一時払いに関する米国の規定

■ 米国の年金支給に関する規定(要点のみ)

エリサ法 § 205(a)適用制度の要件

- 支給開始日まで生存している受給権確定加入者の場合、既発生給付は適格連生遺族年金(終身支給で加入者の死亡後に配偶者の生存中に加入者の50~100%の額の遺族年金を支給する年金)の形態で提供されねばならない。

エリサ法 § 205(g)年金現価の支給、書面による同意、現価の決定

- 制度は、適格連生遺族年金の現在価値を、現在価値が\$5,000を越えない場合、即時に支給することができる、と規定することができる。
- 適格連生遺族年金の現在価値が\$5,000を超え、加入者および配偶者が支給に同意する場合、制度は当該現在価値を即時に支給することができる。
- 上記の場合、現在価値は適用死亡率および適用利率を使用して算出された現在価値を下回ってはならない。適用死亡率は財務長官が規定する。適用利率は、支給開始日前月における30年もの連邦債の利回りとする。

エリサ法 § 203(e)支給の同意、現在価値

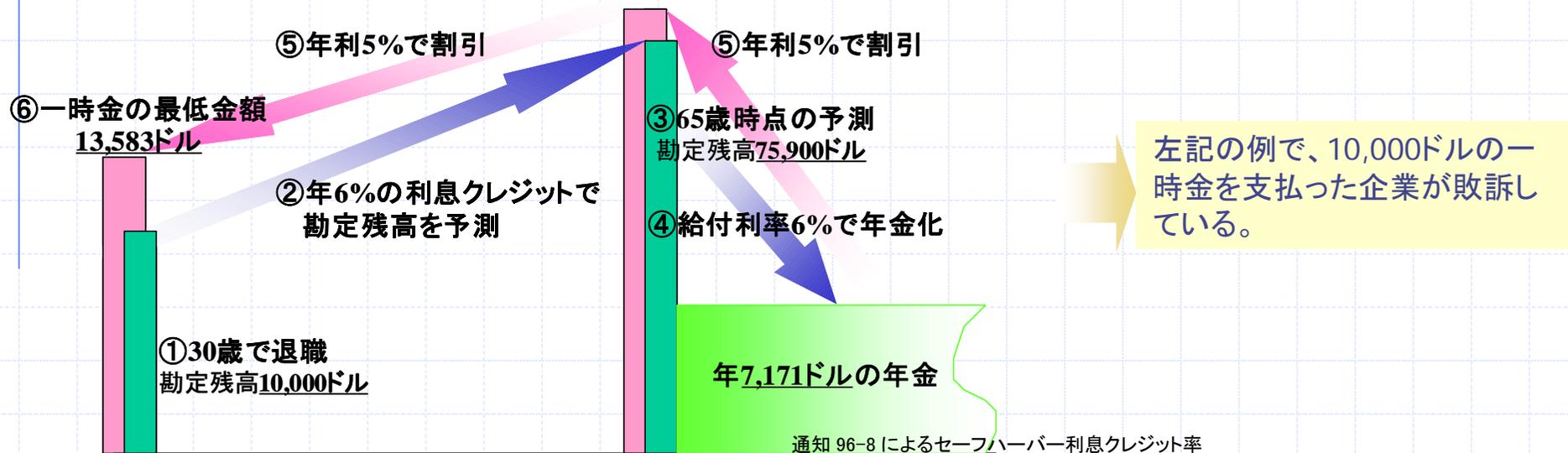
- 制度加入者の不可没収給付の現在価値が\$5,000を超える場合、制度は加入者の同意がなければ当該給付を即時に支給しないことを規定しなければならない。現在価値の計算は、上記と同じ。

米国キャッシュバランス制度におけるWhipsaw問題

退職時の選択一時金が仮想勘定残高にならない問題

Whipsaw問題

利息クレジット率が年6%、30年もの連邦債の利回りが年5%の場合



この問題を避けるため、96年当時の労働省が、利息クレジット率の基準を規定(通知 96-8)

基準指標	対応するマージン
3ヶ月もの財務省証券の割引率	1.75%
6ヶ月又は12ヶ月もの財務省証券の割引率	1.50%
1年固定満期財務省証券の利回り	1.00%
2年又は3年固定満期財務省証券の利回り	0.50%
5年又は7年固定満期財務省証券の利回り	0.25%
10年以上の固定満期財務省証券の利回り	0.00%
CPIの年間変動率	3.00%

2006年年金保護法による問題の解消

- 年金に替わる一時金の額は、以下の死亡率および利率にもとづく年金現価を下回らないこととされた(エリサ法 § 205(g)の改正)。
 - 死亡率: § 303(h)(3)に規定する積立基準で用いる死亡率(財務長官が規定)を基準に、財務長官が適切に変更を加えた死亡率(男女同一)
 - 利率: 一時金の支払いの前月における § 303(h)(2)(C)に規定する積立基準で用いる調整された第1、第2、第3セグメント率(24ヶ月平均を行わない)
 - 2008年から5年かけて20%ずつ段階的に旧基準から移行する
- 適用給付建て制度(年齢非差別要件を満たすことのできるキャッシュバランス制度(*)またはペンションエクイティ制度)は、規約において加入者の既発生給付の現在価値が仮想勘定残高または最終平均給与の累積比率で規定されていることをもって、§ 205(g)の最小現価基準を満たさないとは扱わない、とされた。
 - (*)利息クレジット率は、0以上で市場収益率以下と規定されている(具体的には、財務長官が規定)

年金の支給形態と一時金に関するDB法の規定

■ DB法による年金の支給期間等(要点のみ)

DB法第33条

- 年金給付の支給期間及び支払期月は、政令で定める基準に従い規約で定めるところによる。ただし、終身又は5年以上にわたり、毎年1回以上定期的に支給するものでなければならない。

DB令第25条: 法第33条の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 保証期間を定める場合にあつては、20年を超えない範囲内で定めること
- 年金給付の支払期月は、毎年一定の時期であること

DB法第32条(給付の額)

- 給付の額は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより算定した額とする。

DB令第23条(給付の額の基準): 法第32条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

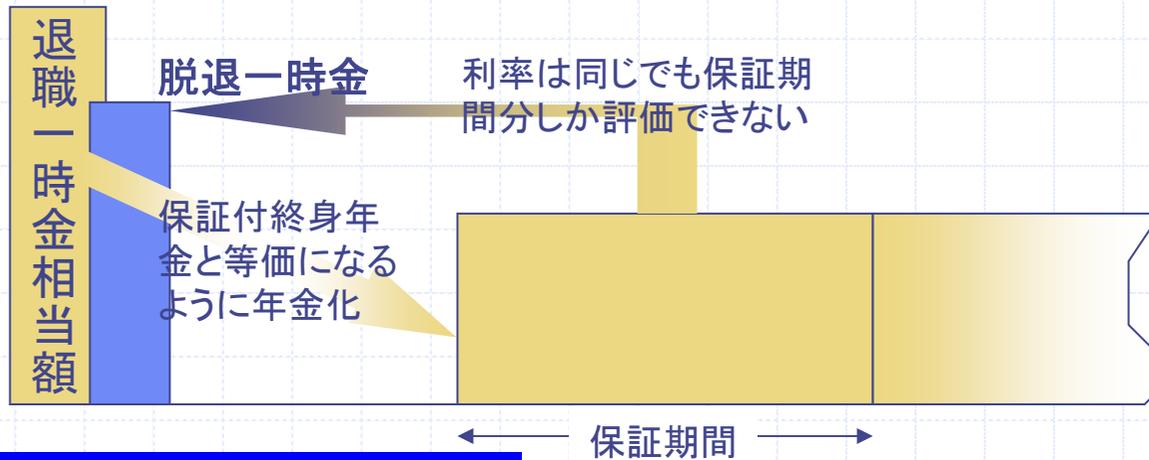
- 一時金として支給する老齢給付金の額は、当該老齢給付金の全部を年金として支給するとした場合の老齢給付金のうち、保証期間について支給する給付の現価に相当する金額(以下「現価相当額」という。)を上回らないものであること
- 法第41条第2項第2号に係る脱退一時金の額は、当該脱退一時金の受給権者が老齢給付金の受給権者となったときに支給する老齢給付金の全部を年金として支給するとした場合の老齢給付金のうち、保証期間について支給する給付の現価相当額を上回らないものであること
- 現価相当額の計算については、厚生労働省令で定める。

DB則第24条(給付の現価相当額の計算方法): 令第23条第2項の規定による現価相当額の計算の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、次のとおりとする。

- 予定利率は、前回の財政計算の計算基準日以降の日における厚生労働大臣が定める率(以下「下限予定利率」という。)のうち、最も低い下限予定利率とすること
- 予定死亡率は、前回の財政計算において用いた予定死亡率とすること

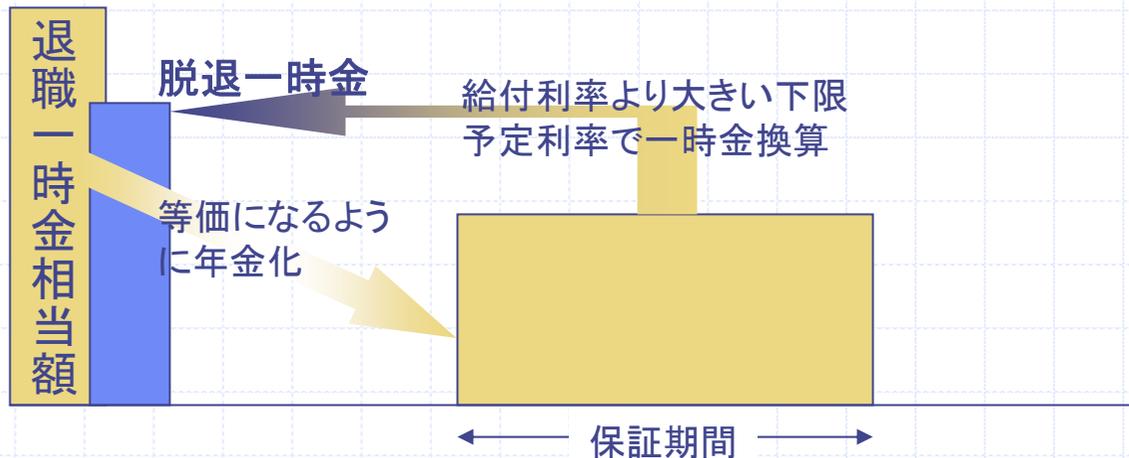
退職金の移行におけるWhipsaw問題

給付利率 = 下限予定利率の場合



米国の規制と正反対の規制となっている。結果として、終身年金が設計しづらい。

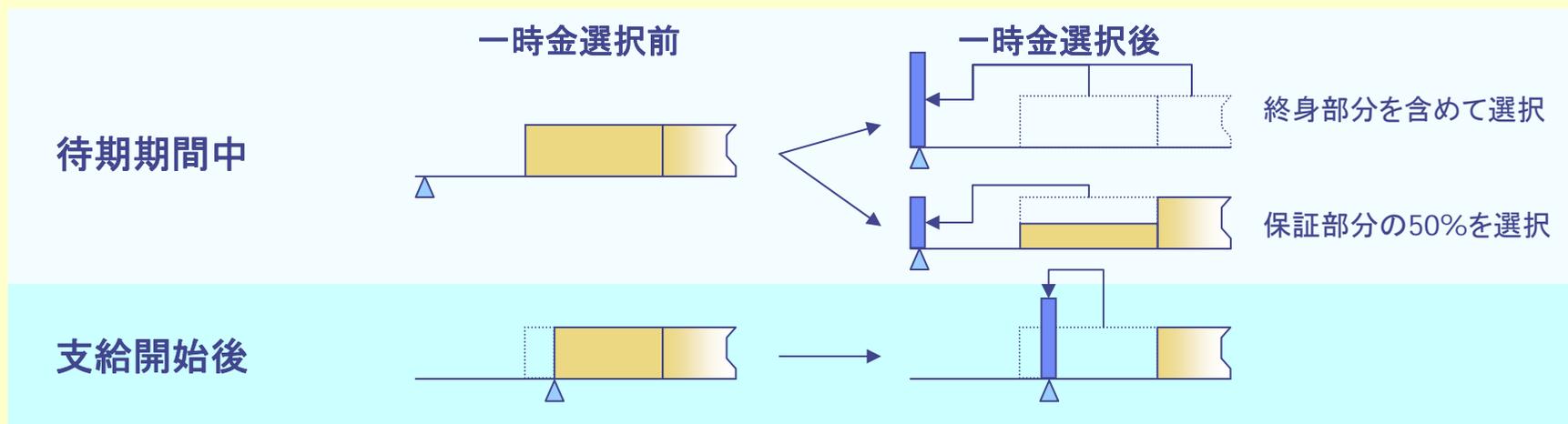
給付利率 < 下限予定利率の場合



退職一時金相当額を受給させるために給付利率引上げという意図せざる制度変更が必要。

退職一時金の年金化に関する論点

- ✚ 終身年金を支給するために、見直すことのできる規制はないか。
 - ✚ 保証部分の年金現価相当額を上限とする規制は必要か？
 - ✚ 一時金を選択した場合に終身部分は放棄させないといけないのか？
→例えば、以下のような扱いは、まったく無理か？



- ✚ 給付利率と下限予定利率との大小関係が給付設計に影響を与える規制は必要か？
- ✚ 少額の年金原資に対する一時金での清算権を制度に与えてはどうか？

V. 支払保証制度

要旨

- 米国の制度終了保険は、保証上限は賃金連動だが、定額保険料は90年代から据置きである。また、変動保険料の徴収基準が甘い。
- 大型の債務引受案件は2000年以降に集中しており、現在の財政悪化を引き起こしている。2006年年金保護法の眼目の1つがPBGCの財政建て直しである。
- 米国の給付建て制度は事業主の給付義務に構造的問題があり、PBGCが事後的に求償する現在の仕組みでは限界がある。一方で、事業主に対する年金制度の掛金債権の規定等は注目される。

論点

- ✚ DB法成立時の附帯決議があるので、「検討を加える」必要がある。
- ✚ 単純な制度の是非論でなく、広範囲な検討の必要性に留意すべきと考える。

米国制度終了保険(PBGC)の概要

(以下、PBGCのHP等から作成)

■ エリサ法によって設立(1974年)

■ 目的:

民間部門の給付建て年金制度の維持継続の奨励、適時適切な年金給付の支払、保険料の最小化を目的とする。

■ 適用範囲:

民間部門の給付建て制度(税制適格)約3万の適用を受ける約44百万人の引退後収入を保護している。

■ 運営の現状:

財源は、制度提供企業からの保険料、接收された年金制度の積立金、及び積立金の投資収益。現在、終了した制度の受給者612,000人に給付している。

■ ガバナンス:

- 労働長官(議長)、商務長官、及び財務長官からなる理事会により統治。
- 大統領から指名された労働者、事業主、公益を代表する7名による諮問委員会の助言を受ける。

単独事業主制度の制度終了保険の概要

■ 適用範囲

- すべての税制適格な給付建て制度

■ 制度終了の形態

- 事業主による制度終了

事業主は次の2つの場合以外に制度を終了することができない。

- 標準終了(normal termination)

PBGCに対して終了時点の給付債務を賄うに足る年金資産を保有していることを示した上で終了する。約束している給付を提供する個人年金を提供、または加入者の同意にもとづいて一時金で清算する。

- 困窮終了(distress termination)

制度終了時点で給付債務を賄うに足る年金資産を保有していない制度の終了で、事業主が破産法にもとづき申請している場合等、一定の要件が必要となる。

- PBGCによる制度終了

制度加入者やPBGCの保険制度の利益を保護するために、PBGCが必要と判断した場合に実施される。

注)1986年から2004年までの間に単独事業主制度は約101千が終了している。うち、99千は標準終了で、残りの2千をPBGCが接收している。 (“An Analysis of Frozen Defined Benefit Plans”, PBGC, December 21, 2005)

単独事業主制度の制度終了保険の概要

■ 保証対象の給付:

- 標準引退年齢から支給される年金給付
- 早期引退給付(在職中の場合は退職が要件)
- 制度加入者の遺族に対する年金給付
- 制度終了以前に発生した障害に対する障害給付

■ 保証上限額:

- 保証上限額は法律によって定められており、毎年調整される。
- 2007年に終了した制度に対する支給開始65歳の保証上限は、単独の終身年金の場合、月額\$4,125.00である(金額は社会保障課税賃金の基準に連動して改定)。
- 連生年金の場合や65歳よりも若い場合の保証上限は、これより低額である(例:60歳の場合の単独終身年金の上限は月額\$2,681.25)。

注)PBGCに接收された制度の加入者の90%以上が、上限額の影響を受けていない。ただし、一部職種(例:航空会社のパイロット)に関しては年金額が高く、保証上限によって大きく減額される場合も多い。

単独事業主制度の制度終了保険の概要

単独事業主制度終了保険の保険料の経緯

次の期間に開始する制度年度	定額保険料	変動保険料 (対未積立確定給付)	上限(@加入者)	終了保険料 (@加入者)
1974/ 9/ 2~1977/12/31	\$ 1.00	—	—	—
1978/ 1/ 1~1985/12/31	\$ 2.60			
1986/ 1/ 1~1987/12/31	\$ 8.50			
1988/ 1/ 1~1990/12/31	\$16.00	0.6%	\$34	
1991/ 1/ 1~1994/ 6/30	\$19.00	0.9%	\$53	
1994/ 7/ 1~1995/ 6/30	\$19.00		\$53+ 上限超過分の 20%	
1995/ 7/ 1~1996/ 6/30	\$19.00		\$53+ 上限超過分の 60%	
1996/ 7/ 1~2005/12/31	\$19.00		上限廃止	
2006/ 1/ 1 ^(注) ~	\$30.00			3年間\$1,250

注) 2005年不足削減法(Deficit Reduction Act of 2005)が発効し、①単独事業主制度の定額保険料の改訂(\$19→\$30)、②多数事業主制度の保険料の改訂(\$2.60→\$8)、③保険料は2006年1月1日から適用し2007年以降は賃金上昇率に連動して改訂、④2006年以降に困窮終了や強制終了した制度について加入者1名あたり年間\$1,250を3年間支払うこと(終了保険料:2010年までの時限措置)、が適用されている。

出所: Pension Insurance Data Book 2005, SUMMER 2006

未積立確定給付計算のための割引率は、直前の年度末における30年国債の利回りに一定率を乗じたものとされている。一定率は、1997年6月までは80%、2002年12月までは85%、2003年12月までは100%と推移。2004から2006年については、長期社債の複合インデックスの利回りの85%に変更されている。

単独事業主制度の制度終了保険の概要

■ 財政の現状

- 2005年9月末には228億\$の不足を計上したが、2006年9月末は不足額は181億ドルに減少。財政状態の改善の要因の1つに、「終了可能性の高い」区分に含まれる制度が減少したこと、事業主からの回収額が過去最高であったこと等が挙げられている。
- 2005年9月にはノースウェスト航空及びデルタ航空、更に10月には大手自動車部品メーカーのデルファイが破産を申請。2007年1月にデルタ航空のパイロット年金制度の接收(30億\$の積立不足に対してPBGCの推定債務は9.2億\$)が発表されたが、同社の他の制度は現時点で継続が確認されている。

単独事業主制度終了保険の大型引受債務

会社名	終了年度	引受債務
ユナイテッド航空	2005	71 億 \$
ベツレヘム スチール	2003	37 億 \$
US エアウェイズ	2003, 2005	29 億 \$
LTV	2002、2003、2004	20 億 \$
ナショナル スチール	2003	12 億 \$
パンナム	1991、1992	8 億 \$
Weirton スチール	2004	7 億 \$
トランスワールド航空	2001	7 億 \$
Kemper インシュアランス	2005	6 億 \$
カイザーアルミ	2004	6 億 \$

出所：PBGC, “Pension Insurance Data Book 2005”, SUMMER 2006

単独事業主制度の制度終了保険の概要

■ 財政悪化の要因

(“How to Reduce the Cost of Federal Pension Insurance” in “Policy Analysis” CATO Institute, R. A. Ippolito, August 24, 2004 より)

■ 給付建て制度の積立状態の悪化

クレジットを利用する柔軟な掛金の拠出基準、債務・資産の評価における平滑化手法の容認、2002年以降顕著となった積立規律の緩和により、積立水準が低下し、PBGCの引受債務の増大を招いた。

■ 保険料の拠出基準の問題

変動保険料算出の基準となる終了債務の算出に用いる割引率も緩和された。また、「完全積立(一般的には現在債務ベースの積立水準が90%以上)」であれば、PBGCへの変動保険料の拠出義務が発生しない、とされる免除規定がある。積立不足が保険料拠出につながらないこのような規定のため、2002年における変動保険料は、実質的にはほとんど拠出されていない。

■ 米国の給付建て制度の給付設計上の問題

米国の典型的な給付建て制度は、退職時の最終平均給与に勤務年数と一定率を乗じることで算出される年金給付を標準引退年齢(通常は65歳)から支給する制度である。従って、インフレ、賃金上昇、金利といった経済指標が高い時期には、中途退職によって付与された年金受給権は、時間の経過とともに支給開始までに著しく目減りする。しかし、最近のインフレや金利の低下によって目減りの度合いが減少し、中途退職の給付が相対的に大きくなったと言える。このことは、低金利下でPBGCの保証の範囲が実質的に増大したことを意味する。

単独事業主制度の制度終了保険の概要

■ 2006年年金保護法(PPA2006)における改正点

- 2008年以降、変動保険料の基準となる受給権が確定している(vested)給付債務は、積立目標と同様の方法によって算定される。また、受給権が確定していない給付債務は考慮されない。割引率は24ヶ月平均ではなく、制度年度開始前月のセグメント率を使用する。また、未積立確定給付債務を算出するために使用する年金資産には公正価値を用いる。なお、2007年は2006年までの特例が延長される。
- 2005年不足削減法で2010年まで時限的に導入された終了保険料が、恒久化された。
- 商業航空会社の制度終了のための特別規則
 - 代替的積立計画(積立不足を7年でなく17年で償却することが認められる)を選択後、適用期間の当初から10年未満で制度終了した場合
 - 適用期間の初日を制度終了日とする
 - 保証給付の額を上でみなした終了日にて確定する
 - 終了保険料: 通常 of \$1,250 のかわりに \$2,500 (5年以内終了の場合)
- 変動保険料の免除規定(完全積立(一般的には現在債務ベースの積立水準が90%以上)の場合の拠出免除)が廃止された。

支払保証制度に関する論点

■ 給付建て制度の給付義務

- 給付建て制度を円滑に機能させるためには、①事業主の給付義務の認識、②積立基準、③セーフティネット(支払保証制度)、の順序が重要だが、米国は①積立基準、②セーフティネット、③事業主の給付義務の認識(=PBGCによる求償)の順となっている。
- 結果として、単純な議論に陥りやすい。また、裁定の機会も提供してしまう。

■ 事業主に対する年金制度の掛金債権

- 米国の年金制度は、事業主に対して「累積拠出不足」相当額の先取特権(lien)を有する。また、拠出の猶予が認められる条件として担保(security)の提供を求められることがある。
- 日本では、厚生年金基金掛金に関して「国税および地方税に次ぐ先取特権」が与えられているが、DB制度に関しては、企業年金基金に一般債権がある、と解されるに過ぎない。

✚ 支払保証制度の検討

- ✚ DB法成立時の附帯決議があるので、「検討を加える」必要がある。その際、単純に制度の是非を論じるのではなく、以下の点も留意すべきと考える。
 - ✚ 制度のあり方は各国各様、必ずしも米国のPBGC、英国のPPFのような方式のみではないこと
 - ✚ モラルハザード極小化のため、各国が工夫していること
 - ✚ 日本独特の債権債務関係を踏まえたうえで、給付設計、積立基準、制度運営の各局面で、給付約束の履行を支援する方策を検討すべきこと